

文部科学大臣杯・国土交通大臣杯  
国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会 2023

帆走指示書

〔DP〕の表記は、その規則の違反に対するペナルティーをプロテスト委員会の裁量により、失格より軽減することができることを意味する。

〔NP〕は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1(a)を変更している。

1. 規則

1. 1 本競技会には、2021-2024 セーリング競技規則（以下「規則」という）に定義された規則が適用される。
1. 2 付則Tを適用する。「レース後ペナルティー」を履行した艇は得点略語「ARB」を用いて記録される。これは、付則A10を変更している。
1. 3 使用言語間で矛盾が生じた場合は、英文が優先する。

2. 競技者への通告・連絡

2. 1 本競技会では競技者への通告・連絡はレガッタ LINE オープンチャット（以下「LINE」と記す）で行う。出艇・帰着申告は競技会本部で行う。

LINE オープンチャット

「【公式掲示】国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会 2023」



2. 2 LINE への参加は競技会前日までに行ってください。
2. 3 LINE はレース委員会からの発信や出着艇などの連絡用として使用する。
2. 4 LINE で使用するプロフィール名について選手は競技会参加のセイルナンバー・氏名、サポーターは所属クラブ名・氏名を記載する。  
(選手登録例：JPN1・関東太郎、サポーター登録例：若洲ジュニア・神奈川次郎)
2. 5 LINE での質問等は受付けない（投稿は削除する）。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の予告信号予定時刻の60分前までに「LINE」で連絡する。ただしレースの日程の変更は、発効する前日の18:00までに「LINE」で連絡する。

4. 陸上で発する信号

4. 1 陸上で発する信号は、陸上本部に設置された信号柱に掲揚する。
4. 2 音響1声と共に掲揚するD旗は「予告信号はD旗掲揚後A海面30分以降、B海面10分以降に発す

る。

艇はこの信号が発せられるまでは、指定された陸置き場所から移動してはならない。」ことを意味する。〔DP〕

4. 3 指示5. 1に示した個別のレースに対してAP旗は掲揚しない。予告信号予定時刻の30分までにD旗が掲揚されない場合、そのレースのスタートは時間の定めなく延期している。

A海面ではD旗がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスのみに適用する。

## 5. レース日程

5. 1 各種目のスタート予告信号予定時刻は、以下のとおりとする。

7月22日(土)

A海面		B海面	
予告信号予定時刻	種目	予告信号予定時刻	種目
9:25	ILCA4 第1レース	9:25	OP級初級者 第1レース
9:35	OP級上級者 第1レース		
第2レースから第5レースは引き続き実施します。		レースは引き続き実施します。	

7月23日(日)

A海面		B海面	
予告信号予定時刻	種目	予告信号予定時刻	種目
9:25	ILCA4 当日の第1レース	9:25	OP級初級者 当日の第1レース
9:35	OP級上級者 当日の第1レース		
当日の第2レースは引き続き実施します。		レースは引き続き実施します。	

5. 2 7月22日(土)は各種目最大5レースを行うが、天候などの理由で予定レースが出来ない場合は翌日に次レースを行う。

5. 3 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する最低4分以前に音響1声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。

5. 4 競技会最終日は、12時より後に予告信号を発しない。

## 6. クラス旗

種目	クラス旗
ILCA4	ILCA4旗(黄色)
OP級上級者	OP級旗(青色)
OP級初級者	OP級旗(赤色)

## 7. レース・エリア

添付図1にA海面(ILCA4・OP級上級者)、B海面(OP級初級者)の位置を示す。

## 8. コース

8. 1 添付図2のコース見取り図は、レグ間のおおむねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークを、どちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

8. 2 A海面では、スタート予告信号以前にレース委員会の信号艇に「最初のレグのおおよそのコンパス方位」を掲示する。

9. マーク

9. 1 マーク 1、2、3は次のとおりとする。

	A海面			B海面		
	外装色	形状	表示	外装色	形状	表示
マーク 1	黄色	円錐形	数字無し	黄色	細長円柱形	青帯
マーク 2	黄色	円錐形	数字無し	黄色	細長円柱形	帯無し
マーク 3s, 3p	黄色	円錐形	数字無し	黄色	細長円柱形	赤帯

9. 2 スタート・マークは、次のとおりとする。

A海面：スタート・ラインのスターボードの端となる「レース委員会艇」と、OP級上区急者クラスはポートの端にある「レース委員会艇」とするが、ILCA4クラスは黄緑色の円錐形ブイとする。

B海面：スタート・ラインのスターボードの端となる「レース委員会艇」とポートの端にある「オレンジ色円筒形ブイ」とする。

9. 3 フィニッシュ・マークは、次のとおりとする。

A海面：フィニッシュ・ラインのスターボードの端となる青色旗を掲揚した「レース委員会艇」とポートの端にある「オレンジ色三角錐ブイ」とする。

B海面：フィニッシュ・ラインのポートの端となる青色旗を掲揚した「レース委員会艇」とポートの端にある「オレンジ色円筒形ブイ」とする。

9. 4 指示 11 に従いコースの次のレグの変更により新しいマークを用いる場合には「オレンジ色の円柱形ブイ」を使用する。

10. スタート

10. 1 スタート・ラインはスタート・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポール間のコース側とする。

10. 2 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった(DNS)」と記録される。これは規則A4を変更している。

10. 3 [DP] 予告信号が発せられていないクラスの艇は、コースサイドの外側に出るとともにスタート・ラインからおおむね50m以上離れ、予告信号が発せられたクラスの艇を避けなければならない。

11. コースの次のレグの変更

A海面では、コースの次のレグを変更するためにレース委員会は新しいマークを設置し、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

B海面では、コースのレグは、準備信号の後には変更しない。この項は規則33を変更している。

12. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインはフィニッシュ・マーク上に青色旗を掲揚しているポールと他のサイドのフィニッシュ・マーク間のコース側とする。

1 3. ペナルティー方式

1 3. 1 規則 4 2 の違反に対し付則 P を適用する。

1 3. 2 付則 P 2. 3 は適用せず、付則 P 2. 2 を 2 回目以降のペナルティーと変更する。

1 4. タイムリミットと目標時間

1 4. 1 トップ艇のタイムリミットと目標時間は次の通りとする。

種 目	マーク 1 のタイムリミット	目標時間
ILCA4	1 5 分	4 5 分
OP 級上級者	2 0 分	4 5 分
OP 級初級者	5 分	1 0 分

1 4. 2 マーク 1 のタイムリミット内に 1 艇もマーク 1 を通過しなかった場合にはレースは中止する。

目標時間通りとならなくても救済要求の根拠とはならない。これは規則 6 2. 1 (a) を変更している。

1 4. 3 A 海面で、規則 3 0. 3 及び 3 0. 4 に違反しないでスタートした先頭艇がコースを帆走してフィニッシュした後 1 5 分以内 (B 海面は 1 0 分以内) にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。この項は、規則 3 5、付則 A 4、A 5 を変更している。

1 5. スタート後の短縮または中止

レース委員会は規則 3 2 に基づく理由によるコースの短縮又はレースの中止のほか、スタート後おおよそ指示 1 4. 1 のタイムリミット内にレースが終了しそうにない場合、コースを短縮またはレースを中止することができる。この項は規則 3 2. 1 を変更している。

1 6. 抗議と救済要求

1 6. 1 抗議書は陸上本部で入手できる。抗議および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内にプロテスト委員会に提出されなければならない。

1 6. 2 抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 6 0 分とする。ただしプロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。抗議締切時刻は「LINE」で通知する。

1 6. 3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 1 5 分以内に「LINE」で通知する。審問はクラブハウス 2 階のプロテストルームにて始められる。

1 6. 4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則 6 1. 1 (b) に基づき伝えるために「LINE」で通知する。

1 6. 5 指示 1 3. 1 に基づき規則 4 2 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは「LINE」で通知する。

1 6. 6 レース最終日では、審問再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。

(a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。

(b) 要求する当事者がその当日に判決を通告された後 1 5 分以内。

この項は、規則66.2を変更している。

- 16.7 レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は判決の掲示から15分以内に提出されなければならない。この項は規則62.2を変更している。

#### 17. 得点

- 17.1 本競技会が成立するためには1レースを完了することを必要とする。

天候その他の理由により本競技会が成立しない場合でも再レースは行わない。

- 17.2 各クラスの得点は次の通りとする。

(a) 完了したレースが6レース未満の場合、艇のシリーズの得点はレース得点の合計とする。

(b) 完了したレースが6レース以上の場合、艇のシリーズの得点は最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

この項は、付則A2を変更している。

- 17.3 指示18.1~18.5の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対し、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し「確定順位+3点」の得点を記録する。ただし、その艇は、「DNF」の艇より悪い得点を与えられることはない。これは規則63.1、付則A4およびA5を変更している。なお、引き続きのレースが行われた場合には、指示18.2の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示18.3及び18.5の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。

- 17.4 参加艇数とは7月21日(金)12:00までに受付を完了した艇の数とする。

- 17.5 クラブ対抗の順位確定はレース公示に基づいて行う。

#### 18. [NP] 安全規定

- 18.1 [DP] 出艇・帰着申告は、選手が陸上本部にて申告するものとする。

- 18.2 [DP] 出艇申告は、その日の08:00から当該クラスのD旗掲揚10分後までに行わなければならない。

- 18.3 帰着申告書はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分とする。ただし、レース委員会の裁量によりこの時間を延長することがある。帰着申告締切時刻は、「LINE」で通知する。

- 18.4 [DP] 午前中のレース終了、レースの中止または延期により帰着した場合も帰着申告を行わなければならない。午後のレースの出艇、中止または延期されたレースが再開される場合、出艇前に指示18.2に従い再度出艇申告を行わなければならない。

- 18.5 [DP] リタイアしようとする艇及び引き続き行われるレースに出走しない艇は、速やかにレース・エリアから離れリタイアの意志を近くのレース委員会艇または陸上本部に伝えて、陸上本部にリタイア届とその理由を提出する。

- 18.6 [DP] OP級初級者の艇には、レース委員会が配布する識別リボン」をスプリットトップに装着しなければならない。

- 18.7 レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対しリタイアの勧告及び強制救助を行うことができる。これは艇による救済要求の根拠にはならない。

この項は、規則62.1(a)を変更している。

## 19. 装備の交換

- 19.1 [DP] 損傷又は紛失した装備の修理又は交換は、できるだけ速やかにテクニカル委員会の承認を得なければならない。
- 19.2 艇又は装備はクラス規則、レース公示、帆走指示書に従っていることを確認する為に、いつでも検査されることがある。海上では、艇はテクニカル委員会により検査のために指定されたエリアに向かうことを指示されることがある。

## 20. [NP] 運営艇

運営艇の標識は下記のとおりとする。

運営艇名	表示	旗色
レース委員会信号艇	JJYU旗	青色
レース委員会艇	RC	白色
プロテスト委員会艇	JURY	赤色
救助艇	RESCUE	白色
連絡艇	RC	緑色

### 21. [DP] サポートボート

- 21.1 サポートボートは、レース公示に従い競技会参加申込時に所定の様式により、実行委員会からその使用許可を受けなければならない。
- 21.2 使用許可を受けたサポートボートには、参加受付時に貸与されたピンク色旗を掲揚しなければならない。
- 21.3 サポートボートの乗員数は、救助活動に備え、当該艇定員の2分の1を越えてはならない。又、密を避ける人数とする。
- 21.4 サポートボートは、最初にスタートするクラスの予告信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするまでは、レース・エリアに入ってはならない。
- 21.5 サポートボートは予告信号以前、引き続きレースが行われる場合は艇がフィニッシュしてから次の予告信号が発せられるまでの間、艇がレースをしているエリアの外側で競技者への飲食物の授受支援を行ってもよい。ただしレース委員会からの要請に基づく場合を除き、その他の物品の授受や艇の曳航等の支援行為を行ってはならない。
- 21.6 サポートボートに救助活動を要請することがある。その場合にはレース委員会艇に音響連続単音とともにピンク旗を掲揚する。この場合には指示21.4、21.5は適用しない。

### 22. [DP] [NP] ごみの処分

艇は海上にごみを投棄してはならない。ごみはサポートボートまたは運営艇に渡してもよい。

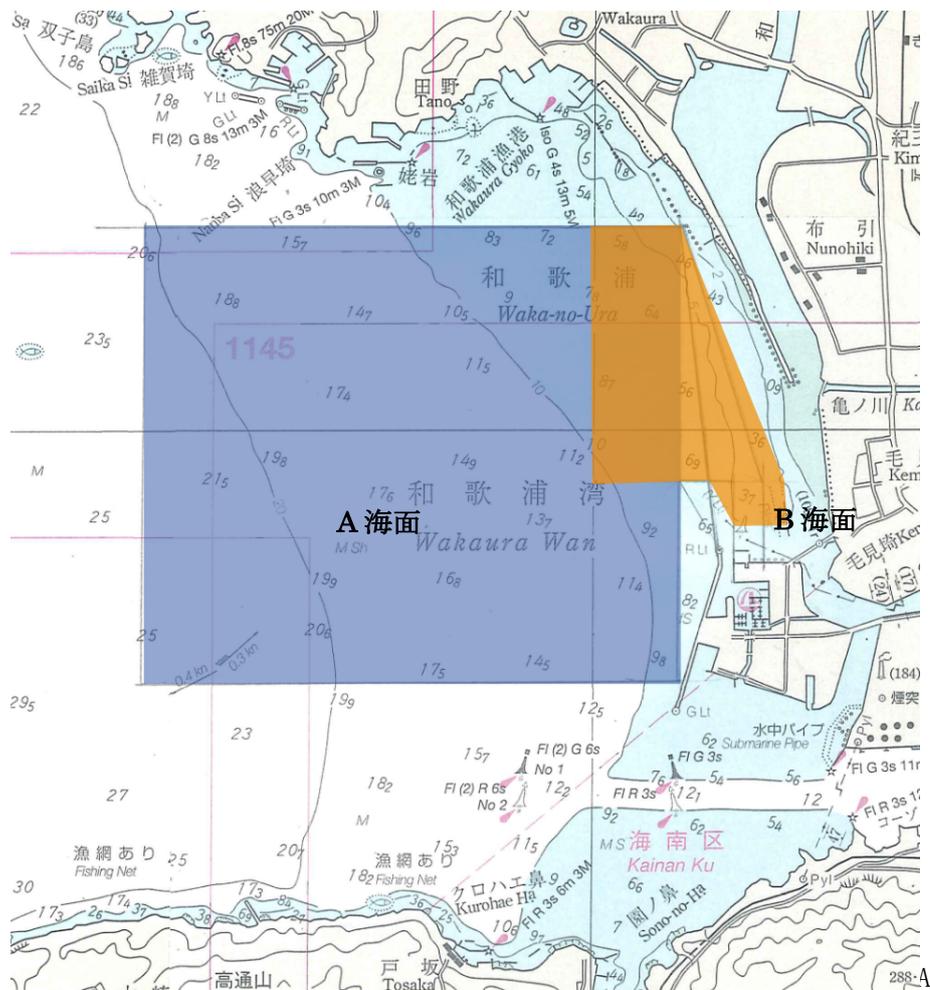
### 23. [DP] [NP] 無線通信

緊急の場合を除き、レース中の艇は無線送受信をしてはならない。またこの制限は携帯電話にも適用される。

### 24. リスク・ステートメント

規則3には『レースに参加するかまたはレースを続けるかについての艇の決定の責任はその艇のみにある。』とある。大会に参加することにおいて、それぞれの競技者はセーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し認めることになる。これらのリスクには強風・荒れた海・天候の突然の変化などがある。セーリングスポーツに固有なのは溺死・心的外傷・低体温症・その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

添付図-1 レース・エリア

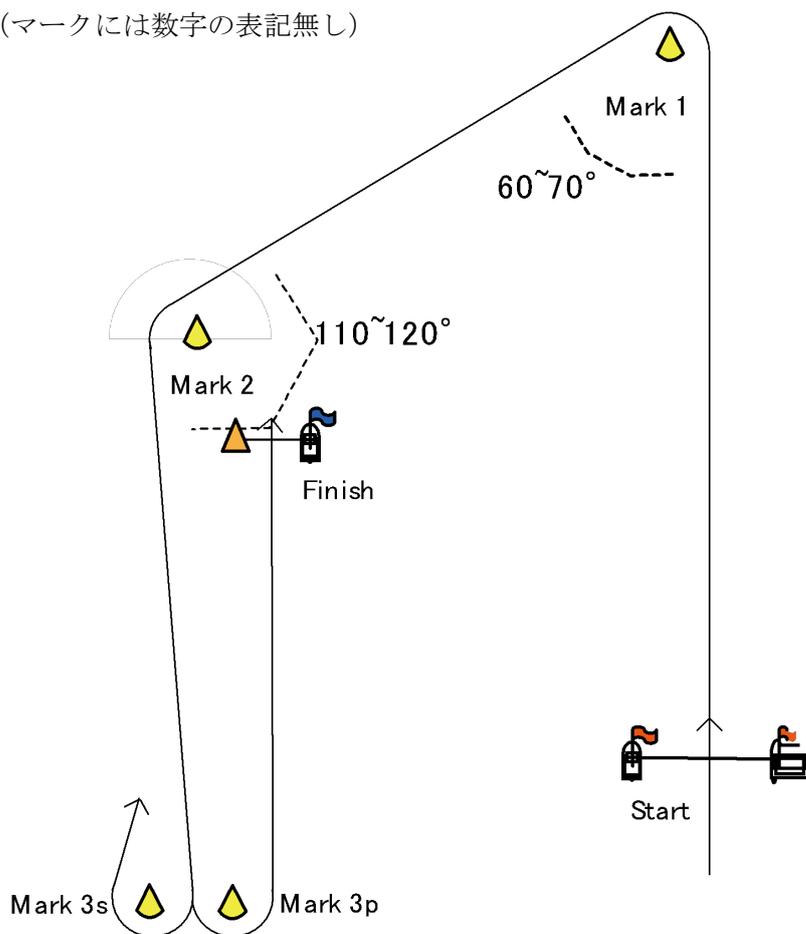


添付図-2 コース

A海面：ILCA4 Start→1→2→3 S・3 P→2→3 S・3 P→Finish

0P 級上級者 Start→1→2→3 S・3 P→Finish

(マークには数字の表記無し)



B海面：0P 級初級者 Start→1→2→3→Finish (マークには数字の表記無し)

